観音寺市斎場燧望苑火葬業務等委託に係る入札の心得

入　札

１　入札参加者は、通知された所定の場所・日時に入札に参加すること。所定の時刻に遅れた場合は、入札に参加することはできない。入札を辞退しようとするときは、辞退理由を付した入札辞退届を市民課に直接持参するか郵送（入札日前日までに到達するものに限る。）すること。

２　入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行なってはならない。

３　入札執行の場所には関係者以外の者は立ち入らないこと。

４　入札執行中は無用の言動は慎むこと。

５　入札参加資格者または当該入札参加資格者の代理人は、他の入札参加資格者の代理をすることができない。

６　代理人が入札しようとするときは、入札開始前に委任状を提出しなければならない。

７　入札書には、入札回次、入札年月日、入札参加資格者の氏名、件名、入札金額等を記入し、押印の上、封書にし、投函するものとする。封書には、件名、会社名等を記入するものとする。

８　特に指定された場合は、入札書の投函前に、仕様確認書等を提示し、仕様と合致するか審査をうけ、審査に合格した後、入札書を投函すること。

９　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載すること。

10　提出した入札書は、引換え、書換えまたは撤回をすることができない。

11　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)委任状の提出がない代理人のした入札

(2)同一の入札について、２以上の入札書を提出したもの

(3)文字の解読し難いものまたはこれを改ざんして押印のないもの

(4)記名押印のないもの

(5)共謀結託したと認められる者のした入札

(6)前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開　札

１　開札は、入札者全員の立ち会いのもと、入札終了後直ちに行なうものとする。

２　各入札者の入札金額が予定価格に達しないときは直ちに再度の入札を行なう。この場合初回の入札において無効の入札をした者および失格となった者は、再度入札には参加することができない。

３　入札執行回数の限度は、初回の入札および再度の入札を合せて２回とする。

４　再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者は、失格とする。

５　再度入札の結果、落札者がないときは、最低価格を入札した者を随意契約対象者とし、見積もりを徴収するものとする。

６　５の結果においても落札者がないときは、入札を打ち切り、改めて入札を行なうものとする。

７　落札者が決定した場合は、直ちに口頭で発表する。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札した者とする。

８　落札となるべき価格の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。（辞退はできない。）

入札の停止、中止及び取り消し

　緊急やむを得ない理由により、入札を行なうことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがある。